

デジタル田園都市国家構想総合戦略を 勘案した地方版総合戦略の改訂について

令和5年11月
鹿屋市政策推進課

地方版総合戦略の改訂について

1 第2期鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

第2期鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、令和7年3月31日までが計画期間となっており、また、国において令和5年度を初年度とする5か年の新たな「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定されたことに伴い、国の総合戦略を勘案した、総合戦略を策定することが求められていることから、令和6年度中に新たな総合戦略の策定が必要となっている。

2 総合戦略・総合計画改定スケジュール(予定)

